交流広場整備予定地の使用に関する募集要領

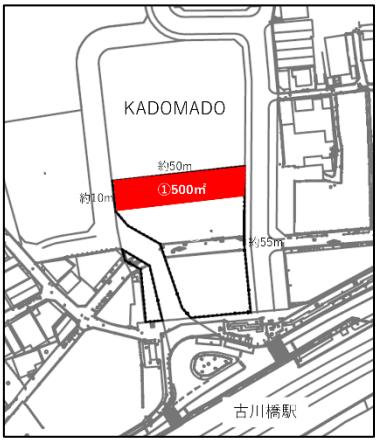
1　趣旨

古川橋駅北側の KADOMADO 前では、日常的な市民の憩いや交流、まちの賑わいの創出、多様な活動が可能となるオープンスペースとして利用されることを目的に交流広場の整備を予定しています。今回、可能な範囲で交流広場整備予定地を解放し、より多くの方にご活用いただくことで、交流広場の賑わいにつなげていくことを目的としています。

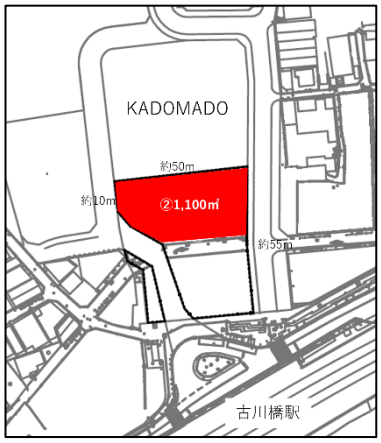
2　実施場所

①～③の３パターンです。

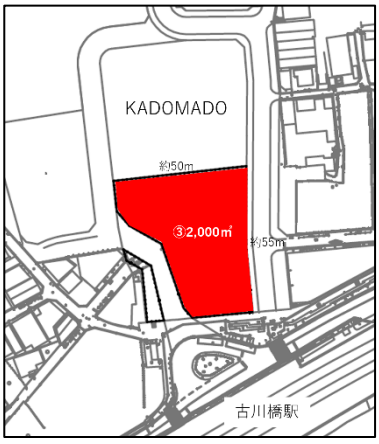
①500 ㎡（人工芝）



②1,100 ㎡（人工芝＋砂利北側）



③2,000 ㎡（人工芝＋砂利全面）



3　募集期間

随時

4　使用可能日時

午前９時～午後９時（12 月 29 日～１月３日を除く）

5　使用料

①　3,260 円　　②7,170 円　　③　13,020 円　　※１日当たり

※準備片付け期間含む日数により決定します。また、原則還付はいたしません。

※使用料の額は年度ごとに更新される場合があります。

6　使用者の要件

⑴ 次のすべての要件を満たすこと。

ア 趣旨に沿った目的で将来このエリアを拠点に活動を検討されている方、もしくは、既に KADOMADO を含むこのエリアで活動されている方。
イ 企画提案書を提出できること。
ウ 出店者アンケートを提出できること。
エ 使用許可期間中、実施場所における設置物（市の設置物を含む。）の維持管理を行うことができ、清掃等の美化活動に取り組めること。また、原則現況復旧すること。
オ フェンスを取り外す場合は、使用者の責任において使用終了後には必ず戻すこと。
カ 資材等（机、椅子などの備品を含む。）、また、各種許可申請手続など、必要となるものについて全て準備し、対応できること。
キ 実施にあたって発生したゴミや不要物等について使用者の責任で適正に処分できること。
ク 使用許可期間中における一切のトラブル等に対し、誠意を持って対応できること。

(2) 次のいずれかに該当するものは申請することができません。
ア 破産者であって復権していないもの及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされているもの又は民事再生法に基づき更生手続きの申立てがなされているもの。
イ 国税及び地方税を滞納しているもの。
ウ 暴力団（暴力団人による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴力団員法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない、又は、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有するもの。

7　実施にあたっての注意事項

次のいずれかに該当する場合は実施できません。
⑴ 政治、宗教勧誘を目的とした活動である場合
⑵ 一般来場者を対象としない会員限定の行事
⑶ 騒音、異臭、その他公序良俗に反する行為である場合
⑷ 保健所許可など市以外の必要な手続きが自身でできない場合
⑸ 実施内容に虚偽があった場合や行政からの指導に従えない場合
⑹ その他、使用目的に不適切と判断される場合

8　実施場所について

⑴ 電気、ガス、水道、お手洗い等の設備はございませんので、必要に応じ使用者に

てご準備ください。イベントの規模によっては仮設トイレの設置や来場者用駐輪スペースの確保・誘導等も行ってください。

⑵ 実施場所は禁酒・禁煙です。

⑶ 広場への搬入車両がある場合は事前に相談してください。なお、使用者（出店者等関係者も含む）及び来場者用の駐車場はありません。

※人工芝のエリアには車両は入れません。フェンス手前で荷下ろしを行ってください。

※KADOMADO の駐車場はおもいやり区画のみですので、絶対に使用しないでください。

⑷ イベント参加者等の健康と安全を最優先事項とした感染防止対策を講じてください。

9　手続について

⑴ 事前相談（実施日１～２か月前までに）

企画内容や申請者に関するヒアリングを対面にて実施します。「13　問合せ先」に事前相談予約の連絡をして下さい。特に、実施場所②や③を使用するような大きなイベントの際は早めにご相談ください。

⑵ 企画提案書の提出（実施日１か月前までに）

企画提案申請書（様式１）に、申請者情報、企画内容等を記載した「企画提案書（任意様式)」を添付して提出していただきます。

⑶ 行政財産使用許可申請書の提出（実施日１週間前までに）

提出された企画提案書の内容が趣旨に合い、内容が適当と認められた場合、企画提案内容の実施を許可しますので、行政財産使用許可申請書を提出してください。

⑷ 行政財産使用許可書の交付及び使用料の納入

許可書と納付書を渡しますので、使用料の納入をお願いします。

⑸ 出店者アンケートの回答

今後の広場の使われ方や運営体制等の検証のため、出店者の方に来場者数や売上げ報告等を含むアンケートへのご協力をお願いします。

10　企画提案書記載事項

⑴ 使用目的及び内容

⑵ 申請者の情報

⑶ 使用期間及び使用時間

⑷ 配置図（別紙をご使用ください）

⑸ 使用人数（想定来客数等）

⑹ その他（使用機材、車両搬入、警備・交通整理関係等）

11　使用の制限または中止について

次に該当する場合は、広場の使用を制限もしくは中止させていただく場合があります。その場合において、市は一切の責任は負わないものとします。

⑴ 偽りその他不正の手段により使用許可を受けた場合
⑵ 使用許可条件に違反している、またはその恐れがある場合
⑶ 市の指示に従わなかった場合
⑷ 天変地異その他の事故により広場の利用ができなくなった場合
⑸ 広場及び KADOMADO の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じた場合

12　その他

⑴ 企画提案書等提出書類は、その内容により関係者に共有させていただく場合があります。
⑵ 本要領は適時改訂されますので、本市の指示に従ってください。
⑶ 記載事項のないものに関しては、本市の指示に従ってください。

13　問合せ先

門真市まちづくり部地域整備課　エリア活性化グループ
電話：06-6902-5563
e-mail：tos03@city.kadoma.osaka.jp